

地方自治に 民主主義を 求める会

NO. 3
2024.5.10



第2回目の山下市議の土地問題裁判

4月17日報告 事務局長 沓澤



沼津市役所前の市民アクションから、沼津地裁へのウォーク、傍聴抽選そして裁判、裁判後の報告会に 80 名以上のご参加をいただきました。傍聴抽選には 66 名位以上の方が並び裁判所への大きな圧力となりました。



裁判は、単純化しますと ① 論理的な主張（ロジック） ② 契約書、議事録などの「紙」による実証 のぶつけ合いです。そのどちらにおきましても被告（山下市議）側に理があると感じました。分が良いとも言えます。 裁判傍聴の感想 井上博之 弁護士法人事務局



土地問題裁判解説

第2回を迎えた土地裁判について改めてわかりやすく解説します。

Q 土地問題裁判とは何ですか？

A 沼津市長が、確かな根拠もなく山下市議の敷地の中の一部の土地を「市の土地だ」「不当利得を返還しろ」と訴えた裁判です。頼重市長や市議会の多数派が、意見の対立する山下市議をおとしめるための「いじめ裁判」です。山下市議は、問題の土地は亡き父が沼津市の公共事業に協力して取得したものであり、市が登記を怠っているからちゃんと登記しろと訴え返しました。不当利得にはあたらないと主張しています。

Q 裁判官の反応はどうですか？

A 問題の土地は、山下市議の敷地に囲まれた袋地で市としては利用できない土地だから不当利得は成り立たないと市議が主張した点について、裁判所側は、沼津市の主張の論拠は不十分だから6月26日（水）の裁判までに書面で答えなさいとしています。裁判所側は市の主張のあやふやさを指摘しています。

Q どうやったら解決するのですか？

A 山下市議は、一日も早い話し合いによる解決を求めています。亡き父が所有した土地であること、それが仮に認められなくても30年以上も父、母、山下市議が占有していること、沼津市も市の土地だと認識せず市議の私有地としての対応を続

けてきたことから時効取得が成り立つこと、これらは話し合いでこそ解決できると主張しています。市が話し合いを拒否すると、裁判維持費用は税金でまかなわれますから、山下市議は市民のためにも早く解決するべきと訴えています。

Q 裁判所は問題の土地の保全の仮処分を認めた（※） そうですが、どういうことですか？

A 市が自らの主張を通すため、問題の土地をだれか第三者に譲渡するという策をめぐらすと、解決ができなくなってしまうので、現状のまま保全するように山下市議が裁判所に求めています。この保全の仮処分の訴えを裁判所は認めてくれたのです。この決定は、沼津市に異常な対応を許さずに、公正な解決に導いてくれるものと私たちは評価しています。

※裁判所による仮処分の決定（主要部分）

「債権者（山下市議）の申し立てを相当と認め」、「債務者（沼津市長）は、別紙物件目録記載の各不動産について、譲渡並びに質権、抵当権及び賃借権の設定その他の一切の処分をしてはならない。」

4月26日 静岡地方裁判所沼津支部

土地問題裁判支援のお願い

市民の裁判の傍聴と関心の高さが、沼津市の横暴を止め、一日も早い公正な解決が実現します。

沼津市は袋地の土地を「公衆道路だ」ととんでもない主張をしたり、「不当利得」の根拠があいまいと裁判所側に指摘されたことに対し、6月26日の公開の法廷でどう答えるでしょう？この行方を見守っていきましょう。ぜひ傍聴にご参加ください。

6/26 水

Let's 傍聴

午前 10:00 沼津地裁に集合

10:15 傍聴抽選予定

11:00 口頭弁論

11:30 裁判報告集会（弁護士会館：裁判所向かい）

12:00 終了（予定）

Column

第2回口頭弁論を終えて

山下ふみこ

私の裁判をきっかけに、思いもかけない方々との出会いもあります。私が疲弊して議会活動ができなくなるのではないかと心配してくださる方も沢山います。民主主義の危機だと「地方自治に民主主義を求める会」の市民団体も立ち上がりました。逆境の時に支えて下さっている皆様には、議員の活動をもって恩返しをしていきたいと思っています。

各報道は「市議が市を訴え返す」「泥沼化」「賠償請求329万」ということが「ニュース」になっています。わずか50平方メートル足らずの土地をめぐる裁判が一大事となっていることにまだ報道も戸惑いを感じているのでしょうか。しかし、これが

民主主義の根本問題につながっていることに気がつくきっかけです。「保存すべき文書の破棄」、「少数派議員のおとしめ」、「議員活動の萎縮」という言葉も出始めました。

一市民が（市議であったとしても）、譲れない権利、尊厳を主張したら泣き寝入りをしたくないことを市当局はもちろん、マスコミも自覚して欲しいと思います。

市も（国であろうと）、個人も対等です。個人の尊厳の尊重という憲法原則をベースにおいて、この裁判を冷静に市民がとらえ返していく段階に入っていると思います。



車座集会の開催報告

これまで各地域で14回の車座集会や勉強会を開催しています。各地域の住民からの意見や課題を取り上げ、沼津市や各団体に働きかけていきます。

- 近年の異常気象による水害被害の拡大に対する市の対策について
- ゴミ集積所の死亡事故を契機に、地域の問題から沼津市全域の課題として解決への取り組み
- 子どもの居場所としての公共施設の利用拡大に向けて
- 公共交通機関が減少して地域の孤立化が進み、増加する買い物難民の救済に向けて
- 高齢化が進み、孤老、老老介護等で自治会の崩壊が始まっている現状への対策

- 鉄道高架事業の長期化・事業費拡大、さらに少子化による市民の負担増深刻化への対策

開催場所

地区センター、画廊、喫茶店、レストラン、学習塾、個人宅などどこでも開催は可能です。開催へのご協力・参加をお願いします。



こんなことを話してきました

ただいま会員募集中！ 年会費 1,000 円 振込先／スルガ銀行 本店営業部 普通 3778628 口座名：地方自治に民主主義を求める会

「地方自治に民主主義を求める会」は Web サイト・X などで随時情報を発信しています。

メールマガジンも配信しています。件名に「メルマガ希望」と書いて下記に空メールを送ってください。



公式 web サイト

フォロー
お願いします



公式 X アカウント

地方自治に民主主義を求める会

地方自治に民主主義を求める会 ニュースレター 第3号 2024年5月10日
連絡先 080-7478-7529 seekersnumazu@gmail.com 事務局 長 沓沢大三